

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和 8 年 3 月 16 日

世田谷区

### 1 事業概要

#### (1) 事業名称

上用賀公園拡張事業

#### (2) 事業の対象となる施設

上用賀公園拡張事業（以下「本事業」という。）で対象とする施設（以下「本施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- ①広場等
- ②体育館
- ③その他屋外建築物
- ④民間収益施設（付帯事業）

#### (3) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 14 条第 1 項に準じ、本施設の管理者である世田谷区（以下「本区」という。）が本事業を実施する事業者と締結する本事業に係る契約（基本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、統括管理業務委託契約、指定管理に係る協定（基本協定及び年度協定により構成される。以下同じ。）及び付帯事業の実施に係る協定を指すものとし、以下これらを併せて「特定事業契約」という。）に従い、施設整備に係る資金調達を本区が行い、事業者が施設整備を行った後、維持管理・運営業務を遂行する DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

なお、本施設（民間収益施設を除く。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設とし、これら公の施設の運営にあたっては、事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

#### (4) 事業の対象範囲

##### ①設計業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務（建築（体育館）に係る設計業務、公園（広場等・その他屋外建築物）に係る設計業務）
- c 電波障害調査業務
- d その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## ②建設業務

- a 建設業務（建築（体育館）に係る建設業務、公園（広場等・その他屋外建築物）に係る建設業務）
- b 住民・利用者・歩行者等への安全対策業務
- c 什器・備品等の調達及び設置業務
- d 既存施設の撤去業務
- e 近隣対応・対策業務
- f 電波障害対策業務
- g 施設引き渡しに係る業務
- h その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## ③工事監理業務

- a 工事監理業務（建築（体育館）に係る工事監理業務、公園（広場等・その他屋外建築物）に係る工事監理業務）
- b その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## ④維持管理業務

- a 開園準備期間中の維持管理業務
- b 建築物保守管理業務
- c 建築設備保守管理業務
- d 什器・備品等保守管理業務
- e 公園等維持管理業務
- f 環境衛生・清掃業務
- g 警備保安業務
- h 修繕業務
- i その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## ⑤運營業務

- a 統括管理業務
- b 開園準備業務
- c 施設運營業務
- d 駐車場運營業務
- e 料金徴収業務
- f 地域連携業務
- g 自主事業（任意）
- h 提案施設の運営（任意）
- i その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## (5) 事業期間

基本契約締結日から令和 33 年 3 月 31 日まで

## 2 応募者の備えるべき参加資格要件

### (1) 応募者の構成等

#### ① 共通

- a 応募者は、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業、付帯事業実施企業（実施する場合）で構成する応募グループとする。
- b 応募者は、応募グループを構成する企業の中から代表企業を定め、代表企業が応募手続きを行うこと。
- c 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、本事業の維持管理・運営業務を実施する SPC を基本契約締結時まで設立することができる。

#### ② SPC を設立しない場合

- a 応募グループのうち、代表企業以外の企業を構成企業という。
- b 応募者は、参加表明書において、担当業務並びに代表企業、構成企業の別を明記すること。

#### ③ SPC を設立する場合

代表企業は必ず SPC に出資し、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。なお、応募グループのうち、SPC に出資する企業（代表企業を除く。）を構成企業といい、SPC に出資しない企業を協力企業という。

- a SPC は、原則として、代表企業、構成企業及び協力企業に維持管理・運営業務を委託又は請け負わせることができる。
- b 応募者は、参加表明書において、担当業務並びに代表企業、構成企業及び協力企業の別を明記すること。
- c 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

### (2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は本業務を適切に実施できる技術、知識及び能力、実績、資金、信用等を備えた企業でなければならない。また、代表企業は東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）による本区の建設工事等競争入札参加資格若しくは本区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している者とする。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者は、①から⑤に示す各業務を行う者の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関係会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいう。以下同じ。）は、工事監理業務を行うことはできない。

## ①設計業務を行う者

設計業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、全ての企業が次に示す a の要件を満たし、少なくとも 1 者が b、c 及び d の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者が e の要件を満たさなければならない。

- a 本区の競争入札参加資格を有すること。
- b 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- c 電子調達サービスにおいて「建築設計」の順位格付が上位 100 位以内であること。
- d 平成 27 年度以降に完了した、官公庁が発注した、アリーナ（バスケットボールコート一面以上の面積）を有する、延べ床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の屋内体育施設の実施設計（新築に限る。）の受託実績（PFI 事業等での SPC からの受託も含む。）を有する者であること。
- e 平成 27 年度以降に完了した、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に規定される都市公園の実施設計（新設又は全面改修に係る実施設計に限る。）の受託実績（PFI 事業等での SPC からの受託も含む。）を有すること。

※「新設」には、既存の都市公園の拡張整備による一部区域の新設を含む。

※「全面改修」には、都市公園内の一部区域における全面改修を含む。ただし、造成工、電気及び排水の設備工、植栽工並びに休養施設又は遊戯施設等の施設整備工を含む改修に限り、舗装のみや一部施設のみの更新を除く。

## ②建設業務を行う者

建設業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。

### 1)建設企業が 1 者の場合

- a 電子調達サービスにおいて「建築工事」A の格付を有すること。
- b 経営事項審査の建築工事業に係る総合評定値が 1,500 点以上であること。
- c 建築工事業の特定建設業許可を受けていること。
- d 平成 27 年度以降に完了した、官公庁が発注した、アリーナ（バスケットボールコート一面以上の面積）を有する、延べ床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の屋内体育施設の建設工事（新築に限る。）の元請実績（PFI 事業等での SPC からの請負も含む。）を有する者であること。

### 2)建設企業が 2 者の場合

甲型 JV を組成する場合は代表構成員（当該 JV のうち最も出資比率が大きい者。以下同じ。）、乙型 JV を組成する場合は建築工事を担う者が、1)の要件を満たすこと。その他の者は次のいずれかを満たすこと。

- a 電子調達サービスにおいて「建築工事」A の格付を有すること。
- b 電子調達サービスにおいて「電気工事」A の格付を有すること。
- c 電子調達サービスにおいて「空調工事」A かつ「給排水衛生工事」A の格付を有すること。
- d 電子調達サービスにおいて「造園」1 位から 250 位の格付を有すること。

### 3)建設企業が3者以上の場合

甲型JVを組成する場合は代表構成員（当該JVのうち最も出資比率が大きい者。以下同じ。）、乙型JVを組成する場合は建築工事を担う者が、1)の要件を満たし、その他の者のうち1者が2)の要件を満たすこと。その他の者は次のいずれかを満たすこと。

- a 本区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「建築」に登録され、電子調達サービスにおいて「建築工事」A又はBの格付を有すること。
- b 本区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「電気設備」に登録され、電子調達サービスにおいて「電気工事」A又はBの格付を有すること。
- c 本区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「機械設備」に登録され、電子調達サービスにおいて「空調工事」A又はBの格付があり、かつ「給排水衛生工事」A又はBの格付を有すること。
- d 本区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「造園」に登録され、電子調達サービスにおいて「造園」1位から450位の格付を有すること。

### ③工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示すa及びbの要件については、全ての企業が満たし、c及びdの要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

- a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- b 電子調達サービスにおいて「建築設計」の順位格付を有すること。
- c 電子調達サービスにおいて「建築設計」の順位格付が上位100位以内であること。
- d 平成27年度以降に完了した、官公庁が発注した、アリーナ（バスケットボールコート一面以上の面積）を有する、延べ床面積4,000㎡以上の屋内体育施設の工事監理（新築に限る。）の受託実績（PFI事業等でのSPCからの受託も含む。）を有する者であること。

### ④維持管理業務を行う者

維持管理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、次に示すaの要件については、全ての企業が満たし、b及びcの要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

- a 本区の競争入札参加資格を有すること。
- b 令和2年度以降に官公庁が発注したアリーナ（バスケットボールコート一面以上の面積）を有する屋内体育施設の維持管理業務の受託実績（PFI事業等でのSPCからの受託も含む。）を有すること。
- c 令和2年度以降に都市公園法第2条に規定される都市公園又はこれに類する施設に係わる維持管理業務の受託実績（PFI事業等でのSPCからの受託も含む。）を有すること。

### ⑤運營業務を行う者

運營業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。なお、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、次に示すaの要件については、全ての企業が満たし、b及びcの要

件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

- a 本区の競争入札参加資格を有すること。
- b 令和2年度以降に官公庁が発注したアリーナ（バスケットボールコート一面以上の面積）を有する屋内体育施設の運營業務の受託実績（PFI事業等でのSPCからの受託も含む。）を有すること。
- c 令和2年度以降に都市公園法第2条に規定される都市公園又はこれに類する施設に係わる運營業務の受託実績（PFI事業等でのSPCからの受託も含む。）を有すること。

### (3)応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- b 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされている者
- c 本区から世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月23世経理第709号）に基づく入札参加除外措置を現に受けている者
- d 本区から世田谷区指名停止基準（平成7年3月世経理発第221号）に基づく指名停止措置を現に受けている者
- e 建設業法（昭和24年法律第100号）又は建築士法の規定に従い、監理技術者、主任技術者又は建築士を適正に配置できない者
- f 次に掲げる本事業に係るアドバイザー業務に関与している者及びそれらの関係会社である者。
  - ・株式会社 建設技術研究所
  - ・竹澤建築設計工房
  - ・シリウス総合法律事務所
  - ・鈴木法律事務所
  - ・永井公認会計士事務所
- g 次に掲げる上用賀公園拡張事業 事業者選定委員会の委員並びにその親族（2親等内の血族及び姻族に限る。）が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体の者。また、委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体の者

(敬称略)

氏名	所属・役職
川崎 一泰	中央大学総合政策学部教授
鈴木 良	鈴木法律事務所弁護士
永池 昌直	世田谷区危機管理部危機管理監
中林 一樹	明治大学復興・危機管理研究所客員研究員

	東京都立大学名誉教授
松橋 崇史	拓殖大学商学部教授
水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部教授
山崎 誠子	日本大学短期大学部建築・生活デザイン学科准教授 有限会社 GA ヤマザキ取締役

- h 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てをなされている者
- i 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。また、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料等を滞納している者
- j 応募者のいずれかで、他の応募者として参加している者。また、応募者のいずれかで、他の応募者と資本面又は人事面において関連がある者

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

「上用賀公園拡張事業 優先交渉権者選定基準」による。

### 5 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和 7 年 10 月 8 日	募集要項等の公表
10 月 21 日	募集要項等に関する事業者説明会及び現地見学会の開催
10 月 24 日	募集要項等に関する第 1 回質問受付締切
10 月 24 日	募集要項等に関する第 1 回個別対話受付締切
11 月 4～7 日	募集要項等に関する第 1 回個別対話の実施
11 月 28 日	募集要項等に関する第 1 回質問・回答及び個別対話結果の公表
12 月 10 日	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
令和 8 年 1 月 14 日	募集要項等に関する第 2 回質問受付締切
1 月 14 日	募集要項等に関する第 2 回個別対話受付締切
2 月 2～6 日	募集要項等に関する第 2 回個別対話の実施
2 月 27 日	募集要項等に関する第 2 回質問・回答及び個別対話結果の公表
5 月 29 日	提案審査に係る書類の受付締切
9 月上旬	応募者のプレゼンテーション及びヒアリング
9 月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
10 月下旬	基本協定の締結
11 月下旬	指定管理に係る仮協定の締結

12月下旬	基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定の締結
-------	--

## 6 募集に関する手続き

### (1) 募集要項等に関する事業者説明会及び現地見学会の開催

募集要項等に関する事業者説明会及び現地見学会を、次のとおり開催する。

#### ①開催日

事業者説明会：令和7年10月21日（火）14時から15時

※現地見学会は事業者説明会終了後

#### ②開催場所

砧区民会館（成城ホール）（世田谷区成城6丁目2番1号）及び拡張計画地

#### ③参加資格

本事業の事業者募集に応募することを予定している企業（以下「応募予定者」という。）とする。なお、グループの組成を予定している複数社で出席することも可とする。

#### ④受付期間

募集要項等の公表の日から令和7年10月15日（水）

#### ⑤参加申込

「募集要項等に関する事業者説明会等申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、次のフォームより提出すること。

[上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する事業者説明会及び現地見学会の申込み](#)

#### ⑥その他

本事業で整備する大規模備蓄倉庫の関連施設として本区の既存広域用防災倉庫（野毛広域用防災倉庫（野毛1丁目25番）に限る。）の見学を希望する応募予定者は、令和7年10月15日（水）までに「6 担当窓口」により連絡すること（見学日時等は別途調整）。

### (2) 募集要項等に関する第1回質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

#### ①受付期間

募集要項等の公表の日から令和7年10月24日（金）

#### ②受付方法

「募集要項等に関する第1回質問書」（様式2）に必要事項を記載の上、次のフォームより提出すること。

[上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第1回質問の受付](#)

#### ③回答公表

提出された質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質

問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和7年11月28日（金）までに本区ホームページにおいて公表する。

### (3)募集要項等に関する第1回個別対話の実施

募集要項等に関する第1回個別対話を次のとおり実施する。開催場所と日時の確定等については、日時を調整後、参加申込のあった対話参加者全てに個別に連絡する。

#### ①開催時期

令和7年11月4日（火）から令和7年11月7日（金）

#### ②開催場所

二子玉川分庁舎（世田谷区玉川1丁目20番1号）

#### ③参加資格

応募予定者とし、参加人数は5名以内とする。なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数も合計で5名以内とする。

#### ④受付期間

募集要項等の公表の日から令和7年10月24日（金）

#### ⑤参加申込

「募集要項等に関する第1回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式3）に必要事項を記載の上、次のフォームより提出すること。

なお、次の事項について提案がある場合は、その提案内容を個別対話の議題とすること。提案内容が本事業において認められるか否かは、応募予定者に対して書面にて個別に連絡する。

- ・ 提案施設及び民間収益施設
- ・ 特定事業契約の契約金額の改定に用いる物価指数

[上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第1回個別対話の参加申込み](#)

#### ⑥結果公表

提出された議題に関する対話の結果は、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該対話参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和7年11月28日（金）までに本区ホームページにおいて公表する。

### (4)参加表明書及び資格審査書類の受付

参加表明書及び資格審査書類は、次のとおり受け付ける。

#### ①受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月10日（水）

#### ②提出方法

「6 担当窓口」へ郵送（簡易書留に限る。）又は持参すること。

③提出書類

参加表明書、資格審査に関する提出書類を提出すること。

④資格審査結果の通知

資格審査結果は、応募予定者の代表企業に対して、令和7年12月24日（水）までに書面により通知する。なお、参加資格を有する者（以下「応募者」という。）に受付番号（記号）を通知する。

(5)募集要項等に関する第2回質問の受付及び回答

①受付期間

資格審査結果通知の日から令和8年1月14日（水）

②受付方法

「募集要項等に関する第2回質問書」（様式4）に必要事項を記載の上、次のフォームより提出すること。

[上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問の受付](#)

③回答公表

提出された質問回答は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和8年2月27日（金）までに本区ホームページにおいて公表する。

(6)募集要項等に関する第2回個別対話の実施

募集要項等に関する第2回個別対話を次のとおり実施する。開催場所と日時の確定等については、日時を調整後、参加申込のあった対話参加者全てに個別に連絡する。

①開催時期

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）

②開催場所

二子玉川分庁舎（世田谷区玉川1丁目20番1号）

③参加資格

応募者とし、参加人数は5名以内とする。なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数も合計で5名以内とする。

④受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年1月14日（水）

⑤参加申込

「募集要項等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式5）に必要事項を記載の上、次のフォームより提出すること。

[上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回個別対話の参加申込み](#)

## ⑥回答公表

提出された議題に関する対話の回答は、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該対話参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに本区ホームページにおいて公表する。

## (7)提案審査に係る書類の受付

応募者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を提出すること。

なお、提案を辞退する者は、「応募辞退届」（様式集「様式 3-1」）を、令和 8 年 5 月 29 日（金）までに「6 担当窓口」まで郵送（簡易書留に限る。）又は持参により提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

### ①受付期間

資格審査結果通知から令和 8 年 5 月 29 日（金）

### ②提出方法

次のとおり提出書類を電子データ及び紙方式で提出すること。電子データのファイル形式等及び紙方式の提出部数や体裁等については、様式集及び作成要領を参照すること。

- ・ [上用賀公園拡張事業 提案審査に係る書類の受付](#)（電子データによる提出）
- ・ 「6 担当窓口」へ郵送（簡易書留に限る。）又は持参（紙方式による提出）

### ③提出書類

提案審査に関する提出書類

## (8)プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本区は、応募者に対し、令和 8 年 9 月上旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

## 7 その他

### (1)契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (2)契約保証金

特定事業契約書に基づくものとする。

### (3)契約書作成の要否 要

### (4)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 予算の議決

特定事業契約は、本事業に係る予算（債務負担行為を含む。）が議決され、配当されることを条件に締結する。

(6) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(7) 本区からの提示資料の取扱い

本区が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできず、本区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

(8) 審査経過等の公表

本区は、本事業の事業者募集に参加を表明した者及び応募者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。また本事業において公表等が必要と認めるときは、本区は応募者の提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、本区が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(9) 世田谷区公契約条例の遵守

本区との契約では、単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約及び 3,000 万円以上の工事請負契約は世田谷区公契約条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号）で定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので令和 8 年度以降に適用される労働報酬下限額を遵守すること。

(10) 募集に関する詳細等

募集に関する詳細、様式等については区ホームページを参照すること。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02425/28460.html>

8 担当窓口

募集手続きについての本区の担当窓口を次のとおり定める。

また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

世田谷区 スポーツ推進部 拠点スポーツ施設整備担当課

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号

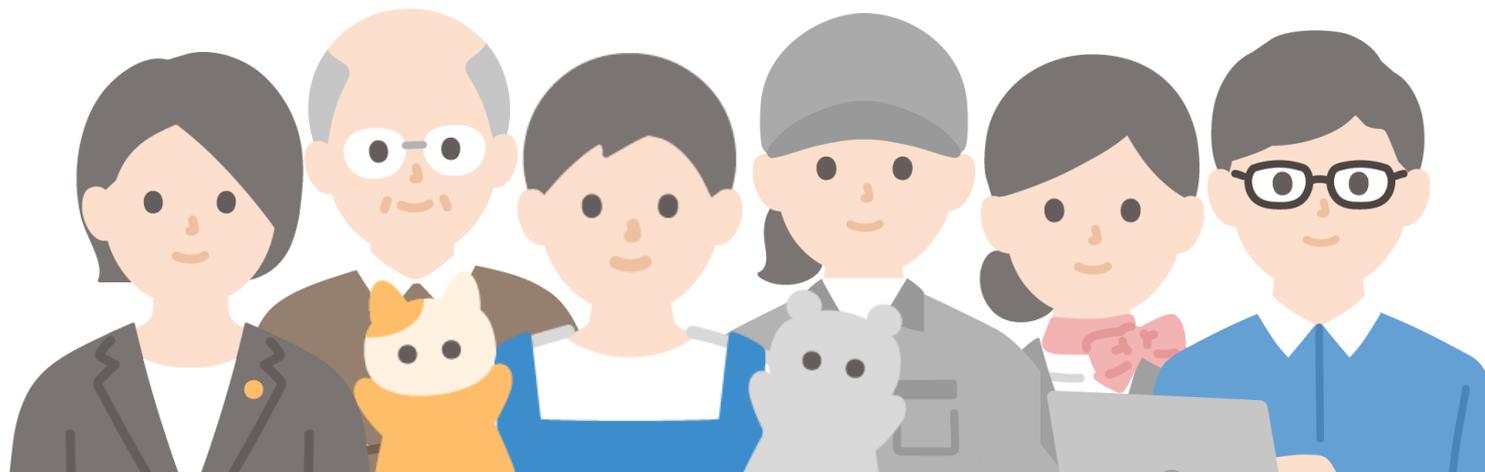
電話 : 03-5432-2193

FAX : 03-5432-3080

世田谷区ホームページアドレス：<https://www.city.setagaya.lg.jp>

## 【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



### 工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

### 工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

**1,610円**

#### 労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

#### 世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手(特殊)	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手(一般)	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。